

食品関連実験室共同利用マニュアル(利用者向け)

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

1. 利用内容及び範囲

実験室は、研究活動のための施設であり、農や食に関する実験を対象とします。実験室の共同利用では、恒常的な営利利用を禁止し、技術支援・指導や共同研究等を目的とした利用に限りませす。ここでの技術支援・指導とは、農産物や食品の分析・評価・試作・加工などの方法について研究所職員から支援・指導を受けること、共同研究とは、受託研究への依頼を目指した試行的な実験等のことです。

2. 利用できる者

実験室を共同利用できる人(以下「利用者」という。)は、原則として府内に事務所または事業所などを有する法人・団体・機関に所属する者、もしくは府民、または、研究所に受託研究を依頼する予定者で、上記の利用を目的とした者に限りませす。

3. 利用日及び利用時間

- (1) 実験室を共同利用できる日は、平日です。土曜日、日曜日、祝休日及び12月29日から翌年の1月3日は利用できません。
- (2) 利用時間は、準備及び後片づけの時間を含めて午前10時から午後5時00分までです。

4. 使用料等

実験室の共同利用は無料です。ただし、実験に必要な消耗品等は利用者が用意してください。その他必要な器具や使用薬品など詳細には研究所の担当者と事前に打ち合わせを行ってください。

5. 利用方法

- (1) 実験室を共同利用する場合は、まず地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所食品技術グループ(以下、「食品技術グループ」という。)に電話等でご相談ください。
 - 利用目的
 - 利用する団体名と申込み(責任)者名と連絡先電話番号
 - 利用したい希望日と利用時間
 - 利用内容
- (2) 実験室の利用内容について、あらかじめ研究所の担当者にご相談ください。
- (3) 実験室を共同利用する場合は、利用しようとする日の1週間前までに「食品関連実験室共同利用申込書」を食品技術グループに提出してください。
- (4) 共同利用の申込みが適当と認められるときは、後日に「食品関連実験室共同利用承認書」を利用申込者に交付します。
- (5) 利用承認を受けた場合、使用するまでに「誓約書」(様式第5号)を理事長に提出してください。

6. 利用者の責任及び義務

- (1) 実験室では、研究所職員が研究業務等を行っていますので、利用者はその業務の妨げや支障をきたす行為を行わないように注意して下さい。
- (2) 利用者は、利用上の注意を遵守するとともに、利用に係る事故防止に万全を期してください。
- (3) 利用者が設備、備品等を破損又は亡失したときは、理事長の指示するところにより原状に回復していただくか、それに係る経費を負担していただく場合がありますので十分に注意してご使用ください。
- (4) 利用者は、利用終了後、使用責任者が確認したのち、「食品関連実験室共同利用結果報告書」を食品技術グループに提出してください。なお、報告書は公開対象書類となります。
- (5) 利用者は、実験室の共同利用により得たデータ等の結果を公表する場合、事前に理事長の許

可を得てください。

7. 利用上の注意事項

- (1) 承認した使用目的及び利用機器以外は使用しないでください。
- (2) 許可なく危険または有害な物を持ち込まないでください。
- (3) 実験室の利用者は、実習しやすい服・靴を着用してください。
- (4) 実験室の使用後は、後片づけをし、使用したガラス器具等の洗浄や実験台及び床等の清掃をしてください。
- (5) 実験室では、皆さんの分析や実験に使っていただく使用機器類を用意していますが、必要な薬品類などの消耗品は利用者の負担となります。
- (6) 事故が生じた場合は、利用者が責任をもって対処してください。

8. 事故報告等

利用者は、利用中の人身事故、器物破損等何らかの事故が発生した場合、直ちに地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の関係職員に報告し、必要な指示を受けてください。